

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書（案） （概要）

第8回言語聴覚士学校養成所
カリキュラム等改善検討会

資料2-1

令和5年8月30日

1. 国家試験の受験資格取得のための要件について

※令和4年8月30日施行済み(※1)

報告書（案）p.5

言語聴覚士の養成に係る環境の変化に伴い、受験資格に以下を追加する。

- ・ 学士の学位を有し、大学院で2年以上修業し、かつ、①の科目を修めて修了した者
- ・ 大学や他の医療関係職種等の養成施設等において1年（高等専門学校にあっては、4年）以上修業し、かつ、②の科目を修めた者で、学校教育法に基づく大学院において2年以上修業し、かつ、①の科目を修めて修了した者

①法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学、臨床実習

②法第33条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

- | | |
|---------------|--|
| 1. 人文科学のうち2科目 | 5. 保健体育 |
| 2. 社会科学のうち2科目 | 6. 以下の科目のうち4科目 |
| 3. 自然科学のうち2科目 | 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育 |
| 4. 外国語 | |

※1 言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）（令和4年8月30日付け医政発0830第6号厚生労働省医政局長通知）

2. 指定規則^(※2)及び指導ガイドライン^(※3)の教育内容と単位数の見直しについて

教育内容と教育目標及びその単位数について

超高齢社会の進展に伴う障害の重度化及び病態の複雑化への対応、地域包括ケアシステム、放課後等デイサービス、特別支援学校・学級等における専門職としてのニーズの拡大等に対応した教育となるよう、現行法の範囲における教育内容（単位数）の見直しを行い、以下の総単位数とする。

93単位以上から101単位以上へ引上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

1) 基礎分野

- ・人文科学、社会科学、自然科学、外国語、保健体育を“科学的思考の基礎、人間と生活、社会の理解”に統合
- ・選択必修科目を削減し“言語聴覚療法の基盤”を新設して集約

2) 専門基礎分野

- ・基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学を“人体のしくみ・疾病と治療”に統合、単位増
- ・心理学を“心の働き”に名称変更
- ・言語学、音声学、音響学、言語発達学を“言語とコミュニケーション”に統合、単位増
- ・社会福祉・教育を“社会保障・教育とリハビリテーション”及び“地域言語聴覚療法学”に分割（専門分野に移動）、単位増

3) 専門分野

- ・言語聴覚障害学総論を“言語聴覚障害学総論”及び“言語聴覚療法管理学”に分割
- ・発声発語・嚥下障害学を“発声発語・摂食嚥下障害学”に名称変更
- ・臨床実習を単位増

など

※2 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号）

※3 言語聴覚士養成所指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第30号厚生労働省医政局長通知）

（１）臨床実習の中で実施する教育内容について

臨床実習15単位のうち、3分の2以上は医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行い、このうち、8単位以上は病院又は診療所において行うこととする。また、残りの単位において1単位は臨床実習前後の評価及び臨床実習後の振り返りに充てることとする。

（２）臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標について

臨床実習の実施に当たり、見学実習、評価実習、総合臨床実習の3段階を設けるとともに、教育目標をもって段階ごとに修得させることを目的とし、評価実習及び総合臨床実習を主体とする相互に関連性をもつ体系的な指導とすることとする。

分類	教育目標
見学実習	言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ
	言語聴覚士の役割と業務について学ぶ
	見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ
	職業倫理（守秘義務など）について学ぶ
評価実習	臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ
	他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ
	言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ
	指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ
	実施した評価結果を分析することを学ぶ
総合臨床実習	言語聴覚士の指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ
	対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ
	対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療（訓練・指導・支援）の方法を考案することを学ぶ
	多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ

※教育目標に掲げる各項目について、臨床実習指導者の指導の下、実践的に修得することを目指すものとする。

3. 臨床実習の在り方について（続き）

（3）臨床実習前後の評価、実習後の振り返りについて

言語聴覚士の資格を持たない学生が、一定の資質を備え、臨床実習で行うこととなる行為を確実に実施できるよう必要な技能・態度の評価を臨床実習前後に行うこととする。また、臨床実習施設と連携して実習後の振り返りを実施することとする。

（4）臨床実習指導者の要件について

各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務（以下「言語聴覚士の業務」という。）に従事した十分な指導能力を有し、ハラスメントの防止に努める者で、かつ、当該施設において専ら言語聴覚士の業務に従事しているとともに、厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者であることとする。

※上記（1）～（4）は、告示で定める科目の審査基準においても同内容を定めることとする。

4. 告示第227号で指定する科目^{（※4）}の見直しとその審査基準の新設について

（1）告示で指定する科目について

告示で指定する科目は、指定規則の見直しを踏まえつつ整合を図り、20科目とする。

※具体的な科目は次項

（2）教科内容及び必要単位数の審査基準について

教科内容及び必要単位数の審査基準は、見直し後の指定規則及び指導ガイドラインと同様の内容で新設する。

※4 言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成10年厚生省告示第227号）

4. 法第33条第4号の規定に基づき告示で指定する科目^(※5)とその審査基準の新設について(続き)

[告示で定める科目]

<現行>

- 1 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)
- 2 臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)
- 3 臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)
- 4 音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)
- 5 臨床心理学
- 6 生涯発達心理学
- 7 学習・認知心理学(心理測定法を含む。)
- 8 言語学
- 9 音声学
- 10 言語発達学
- 11 音響学(聴覚心理学を含む。)
- 12 社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)
- 13 言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害診断学を含む。)
- 14 失語・高次脳機能障害学
- 15 言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。)
- 16 発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。)
- 17 聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)
- 18 臨床実習

<見直し>

- 1 基礎医学
- 2 臨床医学
- 3 臨床歯科医学
- 4 音声・言語・聴覚医学
- 5 臨床心理学
- 6 生涯発達心理学
- 7 学習・認知心理学
- 8 言語学
- 9 音声学
- 10 言語発達学
- 11 音響学
- 12 社会保障・教育とリハビリテーション
- 13 地域言語聴覚療法学
- 14 言語聴覚障害学総論
- 15 失語・高次脳機能障害学
- 16 言語発達障害学
- 17 発声発語・摂食嚥下障害学
- 18 聴覚障害学
- 19 言語聴覚療法管理学
- 20 臨床実習

※5 言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目(平成10年厚生省告示第227号)

（１）専任教員の人数について

専任教員の人数は、事項の「（２）専任教員となるにあたり必要となる要件について」の基準を満たす言語聴覚士を1名追加して、下表のとおりとする。

	専任教員数	うち基準を満たす言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	6人以上	4人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	5人以上	3人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	4人以上	2人以上

（２）専任教員となるにあたり必要となる要件について

言語聴覚士の専任教員は、施行時に専任教員である者を除き、次のいずれかの者であることとする。

- ・言語聴覚士の業務を5年以上行い、大学で教育学に関する科目を4単位以上修めて卒業
- ・言語聴覚士の業務を3年以上行い、大学院で教育学に関する科目を4単位以上修めて課程修了
- ・言語聴覚士の業務を5年以上行い、厚生労働大臣の指定する講習を修了

など

（３）臨床実習調整者の配置について

臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者として、専任教員から1名以上配置することとする。

6. その他について

（１）養成施設において備える必要がある備品等

現状にあわせて、養成施設において備える必要がある備品等を見直すこととする。

（２）第三者による外部評価の実施について

教員資格及び教育内容等について、自己点検並びに自己評価・公表を毎年行うこととする。

その上で、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めることとする。

（３）適用時期、経過措置

（「1. 国家資格の受験資格取得のための要件について」を除く）

- ・令和7年4月の入学生から適用（修業年限3年以上の課程）
- ・令和8年4月の入学生から適用（修業年限2年以上の課程）
- ・令和9年4月の入学生から適用（修業年限1年以上の課程）